平成２４年（フ）第２９４号
兵庫県加古郡播磨町大中３丁目１番25号
債務者　高原　栄三
1　決定年月日時　平成24年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月26日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２４年（フ）第４１０号
兵庫県姫路市北条252番地12　市住９棟73号
債務者　速水　正美
1　決定年月日時　平成24年９月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月26日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２４年（フ）第４１１号
兵庫県姫路市北条252番地12　市営住宅９棟73号
債務者　天野　俊子
1　決定年月日時　平成24年９月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月26日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２４年（フ）第４３０号
兵庫県姫路市御立中４丁目６番10号
債務者　冨倉真由美
1　決定年月日時　平成24年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月26日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２４年（フ）第２８２号
奈良市中登美ヶ丘１丁目1994番地の３　中登美団地Ｄ３―301号
債務者　森田　裕美
1　決定年月日時　平成24年９月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月26日まで
奈良地方裁判所

平成２４年（フ）第３４４号
奈良県大和郡山市筒井町626番地１　ハイム櫟Ｃ棟102号
債務者　梶原正こと　茂木　　正
1　決定年月日時　平成24年９月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月26日まで
奈良地方裁判所

平成２４年（フ）第６３１号
広島県廿日市市四季が丘７丁目２番地９
債務者　森下　孝二
1　決定年月日時　平成24年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月26日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第９１３号
広島県大竹市北栄１番３の202号
債務者　吉本　良子
1　決定年月日時　平成24年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月26日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第９２８号
広島市安佐南区長束６丁目２番18―102号
債務者　片岡　末子
1　決定年月日時　平成24年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月26日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２１８号
香川県高松市屋島西町2298番地21
債務者　鷹取　哲生
1　決定年月日時　平成24年９月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月26日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２４年（フ）第１３号
長崎県壱岐市郷ノ浦町郷ノ浦446番地１
債務者　栗本みさ子
1　決定年月日時　平成24年９月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月26日まで
長崎地方裁判所壱岐支部

平成２４年（フ）第３７８号
大分市王子新町11番28号　大吉ビル11
債務者　三谷美津子
1　決定年月日時　平成24年９月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月26日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第４７号
北海道日高郡新ひだか町静内柏台11番11号
公住72―285
債務者　齊藤真由美（旧姓三浦）
1　決定年月日時　平成24年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月27日まで
札幌地方裁判所浦河支部破産係

平成２４年（フ）第４８号
北海道幌泉郡えりも町字笛舞107番地の１
債務者　島　　弘行
1　決定年月日時　平成24年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月27日まで
札幌地方裁判所浦河支部破産係

平成２４年（フ）第６１２号
宮城県亘理郡亘理町逢隈字郡21番地１　ソファレイトウＡ―101
債務者　佐藤　昇市
1　決定年月日時　平成24年９月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月27日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第４６８号
秋田市八橋大道東10番27号
債務者　越川　恵美
1　決定年月日時　平成24年９月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月27日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第８号
福島県南相馬市鹿島区寺内字南町44番地
債務者　但野　文美
1　決定年月日時　平成24年９月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月27日まで
福島地方裁判所相馬支部

平成２４年（フ）第１７９号
長野県松本市両島23番21―１号　グリーンタウン鎌倉Ｅ棟
債務者　中島いずみ
1　決定年月日時　平成24年９月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月27日まで
長野地方裁判所松本支部